

## 第 71 回 国際対応専門委員会議事概要

日時 平成 20 年 6 月 5 日（木） 15 時 30 分～17 時 00 分

場所 （財）財務会計基準機構 会議室

### （審議事項）

#### （1）国際会計基準審議会（IASB）での審議状況について

##### ●負債（IAS 第 37 号改訂）

負債プロジェクトは、2005 年 6 月に IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」改訂の公開草案が公表され、同年 10 月までコメントの募集がなされた（ASBJ の提出したコメントについては、「IAS 第 37 号『引当金、偶発負債及び偶発資産』修正案及び IAS 第 19 号『従業員給付』修正案に対するコメント」を参照のこと）。その後、2006 年 2 月に再審議が開始され、2006 年 11 月、12 月の円卓会議を経て、現在まで継続して再審議が行われており、最終基準は 2009 年後半<sup>1</sup>の公表が予定されている。

事務局より、IASB の今年 4 月現在のプロジェクト・アップデート<sup>2</sup>の仮訳を用いて、負債プロジェクトのこれまでの暫定決定の内容の説明がされた後、質疑応答が行われ、以下のような質問及び意見が述べられた。

- 公開草案に反対が多かったこと、及びその後の再審議の論点が多岐にわたり時間がかかっていることから、再公開の必要性に対する意見に対しては、山田 IASB 理事から、（再公開の必要性の検討で考慮される）再審議の過程での公開草案と異なる暫定合意はなされていないこと、及び再公開に対する意思決定は行われていないことが説明された。
- 負債の定義をもとに検討を行っている負債プロジェクトと、資本に区分される項目の検討を行っている負債と資本の区分プロジェクト、及び構成要素の定義を検討している概念フレームワーク・プロジェクトとの関係についての質問に対しては、山田 IASB 理事から、負債と資本のプロジェクトは、その範囲が金融商品に限られる点、IASB は

<sup>1</sup> 昨年 12 月現在の IASB の作業計画による。

<sup>2</sup> 原文は IASB のホームページ

(<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/B2EE99F3-C48E-40A1-8827-5137C92C0EF4/0/LiabIAS37April08.pdf>)を参照のこと。

実質的に内容の検討はしておらず FASB の予備的見解文書をもとに IASB はディスカッション・ペーパーを公表したこと、負債プロジェクト、負債と資本の区分プロジェクト、概念フレームワーク・プロジェクトと連携を取って進めていくことが回答された。

- 裁判のケースの測定において、期待値の算出におけるパラメーターやインプットの選定が困難で期待値の算出が困難であり、期待値のボラティリティの高さを利用者が理解できるか疑問であるという意見に対して、山田 IASB 理事から、裁判のケースでも期待値の原則が適用可能という考えで議論が進んでいること、裁判で勝つ（負ける）可能性が期待値に含まれるため、測定方法の開示が重要であるという回答がなされた。
- 期待値のボラティリティに関して、確率が 50%ぐらいになると見積りの精度が上がる点を指摘し、実務上の困難さからの蓋然性認識規準の廃止に反対する意見に対しては、山田 IASB 理事から、負債の定義を満たしていても蓋然性認識規準によって負債として認識されない項目<sup>3</sup>をなくすこと、資源の流出に関する不確実性は測定の期待値に反映させるべきであると考えられ、コスト・ベネフィットを考慮した上で、蓋然性認識規準を廃止する暫定合意がなされている旨の回答があった。
- 現行の蓋然性認識規準の 50%超というのではなくても、例えば Remote といったもう少し確率の低いレベルで線引きをするのはどうか、そうすれば、ビジネス・リスクとの区別の困難さの解消に役立つのではないかという意見が述べられた。

### ●概念フレームワーク

概念フレームワークの IASB/FASB の共同プロジェクトは、8つのフェーズのうち、現在フェーズ A「目的及び質的特性」、フェーズ B「構成要素及び認識」、フェーズ C「測定」、フェーズ D「報告企業」の4つのフェーズで審議が行われている。このうち、フェーズ A の公開草案及びフェーズ D のディスカッション・ペーパー／予備的見解文書が、5月29日に IASB/FASB から公表<sup>4</sup>され、9月29日までコメントが募集されている。事務局からに基づいて、現在活動中の4つのフェーズについての進捗状況の説明を行った。

当委員会でも、IASB/FASB の概念フレームワーク・プロジェクトに対して意見発信を行うべく、今年2月に基本概念ワーキング・グループを再開し（ワーキング・グループの再開については、「第147回企業会計基準委員会の議事」を参照）、これまで3回ワーキング・グループが開催されている。事務局から、ワーキング・グループでは主としてフェーズ A「目的及び質的特性」に関して議論が行われ、以下のような意見等が述べられたことが報

<sup>3</sup> 現行の IAS 第 37 号では、偶発負債に分類される。

<sup>4</sup> IASB/FASB 概念フレームワーク・プロジェクトの2つの協議文書公表に関するプレスリリースの仮訳は、ASBJ のホームページ (<http://www.asb.or.jp/html/iasb/ed/comments20080529.php>) を参照のこと。

告された。

- 本プロジェクトはフェーズごとに進めているが、完成したフェーズは現行の概念フレームワークを置き換える方法を取っていることに関して、概念フレームワークの一部のフェーズの完成後及び最終的に一体の概念フレームワークとしての整合性が確保できるか懸念がある。
- 財務報告の目的において企業主体観を採用することに関して、構成要素等、今後審議されるフェーズでの影響を検討する必要がある。
- 質的特性において、従来の「信頼性」を「表現の忠実性」に置き換えたことについての影響を検討する必要がある。

事務局による説明の後に行われた質疑応答では、以下のような質問が述べられた。

- 財務報告の目的において企業主体観を採用することに関する記述に、負債と資本を請求権(claim)として同一視するような記述が見受けられる。現行のフレームワークでは、資産と負債を定義してその他の要素を導き、これを資産・負債アプローチと呼んでいたが、進行中の概念フレームワーク・プロジェクトでは、資産・負債アプローチを放棄するという理解でよいかという質問に対しては、山田 IASB 理事から、財務報告の目的が、「現在及び潜在的な投資家及び債権者が資本提供者としての立場で行う意思決定に有用な報告企業に関する財務情報を提供すること」と定義されており、負債（債権者）も資本（株主）も資本提供者に対する請求権という側面があるという分析がなされたものであるが、それにより論理的に貸方が請求権のみで定義されることにはならないと考えられること、また、フェーズ B「構成要素及び認識」についての IASB 会議での審議では、請求権アプローチは却下されており、現行のフレームワークと同様に資産と負債の定義の検討を行っていることが回答された。

## （報告事項）

### (1) 5月 IASB 会議報告

山田 IASB 理事から、2008 年 5 月 IASB 会議での以下の議題の審議について、IASB 会議報告を用いて報告がなされた。

議題	主な内容
収益認識	ディスカッション・ペーパーのドラフトの第 5 章「契約の測定」についての議論（「現在出口価格モデル」対「顧客対価額モデル」）

議題	主な内容
排出権取引スキーム	プロジェクトの範囲
公正価値測定	専門家諮問パネルの組成
IAS 第 39 号改訂	ヘッジ会計の ED の再審議。検討を要する論点
IFRS 第 1 号改訂	2011 年に IFRS を初度適用する地域にとって、明確でない部分を議論。
中小規模企業（SME）の会計基準	SME 基準全体に関連する論点及び個別基準のセクション 1-3（範囲、概念及び全般原則、及び財務諸表の表示）の議論
IFRS の年次改善	プロジェクトの将来の対象範囲及び手続等

以上の議題以外に、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂（今回は IAS 第 19 号「従業員給付」の解雇給付のみを検討）、IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の改訂、及び国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）の活動状況についても審議されたことが報告された。

（IASB 会議報告については当委員会ホームページ  
<http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/2008.php> を参照。）

その後に行われた質疑応答では、以下のような質問が述べられた。

- 収益認識プロジェクトにおいて、顧客対価額モデルの方向で暫定合意されたことを歓迎するが、そもそも現行モデルを変更することの意義に対する質問に対しては、山田 IASB 理事から、米国において多数の産業別の収益の認識時点に対するガイダンスがある原状に対して、履行義務の履行という収益認識の原則的な考え方を明確にすることで改善を図る目的であること、履行義務の測定は契約額で測定するという顧客対価額モデルと現行の実務とは大きな差異はないものと理解している旨が回答された。

以 上